



大学病院改革に関する 令和5年度補正予算及び 令和6年度予算案について

文部科学省高等教育局
医学教育課

医師の働き方改革に伴う大学病院改革に向けた支援

我が国の大学病院が、令和6年度から開始される医師の働き方改革を進めながら、引き続き、教育・研究・診療の各機能を十分に果たすことができるよう、令和5年度補正予算及び令和6年度予算案に以下の内容を盛り込み、文部科学省と厚生労働省一体で、大学病院改革に対する支援を行います。

<文部科学省における取組>

◆高度医療人材養成事業（大学病院の環境整備） 令和5年度補正予算額 140億円

- 大学病院における医学生の教育研究環境の充実を図るため、最先端医療設備の整備を支援

◆高度医療人材養成拠点形成事業 令和6年度予算額（案） 21億円

- 医師の働き方改革を進めながら、高度な医療人材の養成を推進できるように、大学病院を活用し、医学系大学院生等をT A、R A、S Aとして教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育・研究支援者の活用などにより、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成する大学を拠点とした高度な臨床能力を有する医師養成の促進を支援

<厚生労働省における取組>

□勤務医の労働時間短縮の推進 令和6年度予算額（案） 95億円

※地域医療介護総合確保基金の内数
※都道府県負担分との合計で143億円

- ✓ 勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

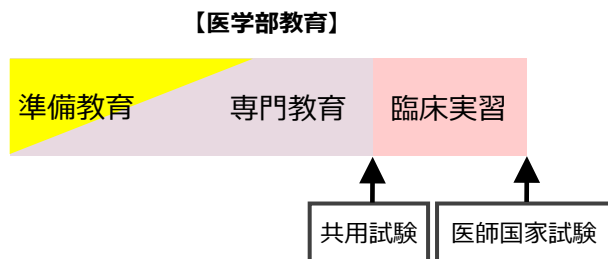
現状・課題

- 大学病院は、教育・研究・診療の各機能を三位一体で担っているが、特に、我が国の「未来の医療」を担う医学生の教育について、大学病院は医学部の課程において臨床実習の場となるなど、大学の附属施設という他の医療機関にはない固有の機能として重要な役割を果たしている。
- 医学生の教育については、医師法等改正により、令和5年度から、医学生が臨床実習開始前に受験する共用試験が公的化されるとともに、臨床実習において医師の指導監督の下、医業を行うことができることが明確化された一方、大学病院では、コロナ禍において患者に接触する実習機会を十分に確保できなかったが、今般10月にコロナ禍における臨床実習の弾力的な運用（臨床実習の代替として演習や学内実習等を可とする）を原則廃止することから、受け入れ態勢の整備が必要。
- この度、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類感染症に位置づけられたことで、いよいよ診療参加型臨床実習を実質化できる状況に変わりつつある。このことを踏まえ、速やかに従前の臨床実習体制を取り戻すとともに、コロナ禍での経験を活かし重篤患者への対応等、「未来の医療」を担う医師の養成のため、最先端の教育研究診療設備への投資を行い、臨床実習環境の更なる充実を図る。

事業内容

大学病院における医学生の教育環境の充実を図るため、最先端医療設備の整備を支援し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献する。

- 支援対象：医学部を置く国公立大学



【最先端医療設備を活用した臨床実習の例】



(提供)国際医療福祉大学

【事業スキーム】



成果イメージ

- 大学・大学病院における医師養成機能を維持・充実させることにより、「現在の医療」及び「未来の医療」に対応し、安全・安心な医療の提供を確保する。

(担当：高等教育局医学教育課)

背景

- 医師法等の改正により、令和5年度から共用試験が公的化されるとともに、医師の指導監督の下、臨床実習として医業を行うことができることが明確化されたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、臨床実習において、患者に接する機会を十分に確保できない状況が続いていた
- 令和5年5月の感染症法上の位置づけ変更を踏まえ、各大学病院においては、**速やかに従前の臨床実習体制を取り戻す**とともに、コロナ禍での経験を活かし、重症患者への対応など、**診療参加型臨床実習を実質化させるため、臨床実習環境の更なる充実を図る必要**
- また、各大学病院においては、**2024年4月から医師の働き方改革による時間外・休日労働時間の上限規制が適用**されるとともに**病院機能の維持が求められる**中で、**医療設備の老朽化も進んでいる**ことが医学生の実習に与える影響も懸念されているところ

本事業の目的

高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）は、**大学病院における医学生の教育環境の充実等を図る**ため、**最先端医療設備の整備を支援**し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献することを目的とする。

事業の概要

- 対象機関……国公立大学のうち医学部を置く大学
- 事業予算……140億円
- 選定件数……申請状況等により予算の範囲内で決定
- 補助上限額……2.5億円
- 補助率……国公立問わず定額（10割）
- 事業内容……医師の働き方改革を進めながら、大学病院の教育・研究・診療の機能維持を図るため、**本事業で整備する最先端医療設備を活用し、医学生の臨床実習等の教育研究環境の充実を図る取組**
- 最先端医療設備の対象
 - 教育・研究・診療に活用する大学病院の医療機器
 - **単価1千万円以上**
 - 「〇〇システム」等複数の医療機器により構成する場合は、総額で1千万円以上であること
 - 優先順位を付した上で、補助上限額の範囲内で複数の医療機器を申請することも可

申請要件

- i. 文部科学省が策定・公表する改革ガイドラインに基づいた**改革プランを策定し、文部科学省へ提出**すること
- ii. 本事業の申請書に記載した**設備整備計画を改革プランに反映**させること
- iii. 本事業の申請書に記載した**診療参加型臨床実習の充実に向けた計画を改革プランに反映**させること
- iv. **医師の時間外・休日労働時間の削減に向けた継続した取組について改革プランに明記**すること

※上記の要件に加え、通常の再推費の申請要件、申請資格を設定

スケジュール（予定）

公募期間：令和5年12月19日（火）～令和6年1月19日（金）
公募説明会：令和5年12月25日（月）16時～17時（予定）
選定結果通知：令和6年2月中旬頃
改革ガイドライン公表：令和6年2月下旬頃
交付決定通知：令和6年3月中旬頃（事業開始）
改革プラン提出期限：令和6年5月下旬頃（予定）

高度医療人材養成拠点形成事業 (高度な臨床・研究能力を有する医師養成促進支援)

令和6年度予算額 (案)

21億円

(新規)

令和5年度補正予算額

140億円



文部科学省

背景・課題

医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院において、教育的配慮の下で、教育支援者を活用して効果的な臨床実習を行うとともに、研究活動に参画する機会を確保することが必要であり、もって、臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する優れた医師を養成し、我が国の医学・医療の発展に貢献する。

事業内容

本事業では、医学生及び医学系大学院生に対して、大学病院を活用しT A、R A、S Aとして教育研究に参画する機会を創出する取組や、教育支援者の活用による大学病院での診療参加型臨床実習の充実に係る取組を行うなど、医師を養成する大学を拠点とし、高度な臨床教育・研究に関する知識・技能等を有する医師養成の促進を支援する。

- 金額：21億円
- 支援対象：医学部を置く国公立大学
- 支援内容：大学病院を活用した実践的な教育に要する、
 - ・T A、R A、S A等経費
 - ・教育支援者、研究支援者の経費
- 事業期間：令和6年度～令和11年度（6年間）

※ T A（ティーチング・アシスタント）、R A（リサーチ・アシスタント）、S A（ステューデント・アシスタント）

経済財政運営と改革の基本方針2023（2023年6月）

大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等を図る。

アウトプット（活動目標）

- T A・R A（大学院生）、S A（医学生）の配置
- 診療参加型臨床実習に係る教育支援者の配置

アウトカム（成果目標）

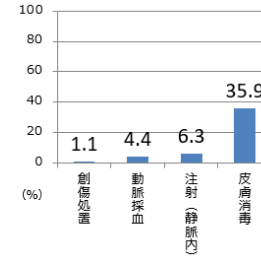
- 高度な臨床能力を有する医師の養成促進

インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 我が国の医学・医療の発展
- 質の高い実践力のある医師の充実

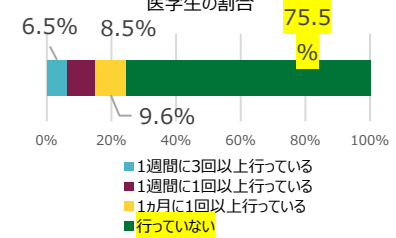
(担当：高等教育局医学教育課)

医学生が「自信を持って行える」と回答した医行為の例



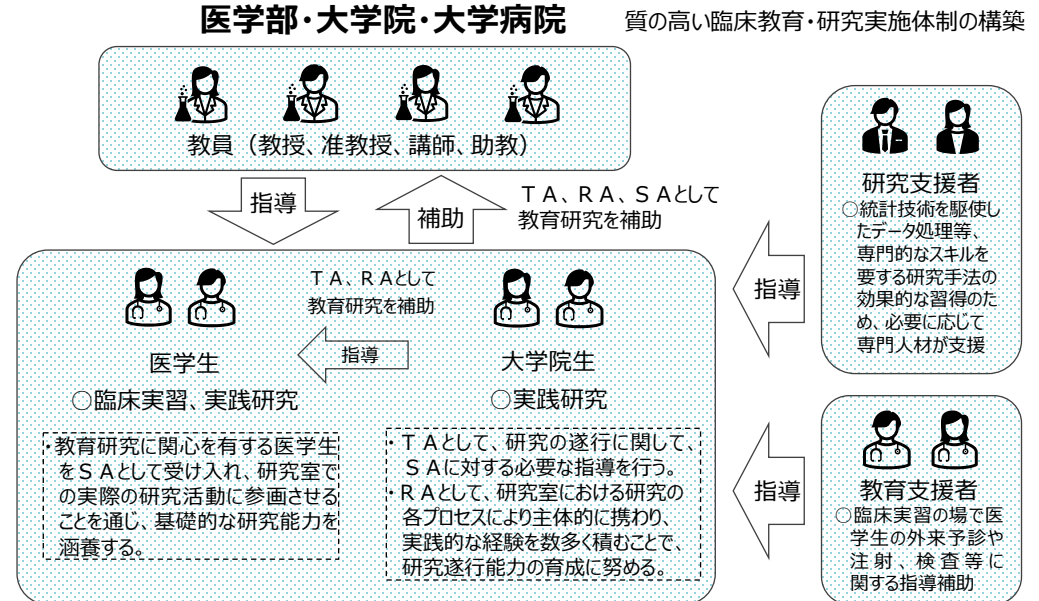
【出典】平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書」を基に文部科学省医学教育課が作成

講座(研究室)で実験・研究を行っている医学生の割合



【出典】一般社団法人全国医学部長病院長会議「2022年 医学部・医学科 学生アンケート調査」を基に文部科学省医学教育課が作成

<事業スキーム>



背景・課題

医師法改正により、令和5年度から臨床実習開始前の学生の評価のために行われる共用試験が公的化され、医学生が医業を実施できることが法的に明確化されたことにより、臨床実習を指導する医師の資質・能力の向上と診療参加型臨床実習の充実が極めて重要となっている。平成16年度より始まった医師臨床研修では、臨床研修指導医制度が創設され、指導医は「臨床研修指導医講習会」を受講することとされており、講習会を修了すると「臨床研修指導医」として認定されるが、卒前の臨床実習に関わる医師・教員に対しては現在のところ認定制度はなく、学内・対外的な地位向上が必要との声が上がっている。

事業概要

学内で一定の指導実績がある者であって、臨床実習の指導に関する講習を受講した者等に対して、「臨床実習指導医（仮）」等の称号を付与することを念頭に、必要な講習内容の検討及び大学の協力を得て、臨床実習の指導に関する講習の実施により、臨床実習を指導する医師の資質・能力の向上と診療参加型臨床実習の充実を図るための調査・研究を行う。

<取組内容>

- ・「臨床実習指導医（仮）」認定のための認定要件等の検討
- ・臨床実習の指導に関する講習の講習テーマ等の検討及びプログラム、コンテンツの作成
- ・先進的な診療参加型臨床実習を実施

期待される効果

- ・診療参加型臨床実習の意義と、医業を行うことが明確化された医学生への適切な指導方法を学ぶことによる**教育の質の向上**
- ・「臨床実習指導医（仮）」に認定され、それが教育に関する業績評価として認められることによる**指導者の正当な業績評価**
- ・患者安全上配慮すべき点について学ぶことで、より適切な指導・監督のもと、医学生が医行為を実施することによる**患者安全の向上**

勤務医の働き方改革を推進するため、大学病院等からの医療機関に対する医師派遣や、多領域の研修を行うなど一定の要件を満たす専門研修基幹施設等の勤務環境改善の取組を支援

勤務環境改善医師派遣等推進事業 (新規事業)

(長時間労働医療機関への医師派遣支援)

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う。

補助の対象となる医療機関

年通算の時間外・休日労働時間が960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関 等

対象経費

- 医師派遣に係る逸失利益補填
- 医師派遣を目的とした寄附講座 等

補助基準額

- 当該医療機関の直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額：派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数 等
- ※対象経費、補助単価は、区分4標準事業例「26. 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築」と同様。



医師派遣元医療機関

医師派遣



医師派遣先医療機関

※同一法人間は対象外

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業 (新規事業)

(教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善支援)

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を修得できるような医師を育成する医療機関等において、当該教育研修のための勤務環境改善を診療に関する勤務環境改善と一体的かつ効果的に行うための取組等を支援。

補助の対象となる医療機関 ※時間外労働が年960時間超等の医師がいる医療機関

- 基幹型臨床研修病院または専門研修基幹施設であって、100床あたりの常勤換算医師数が40人以上等の医療機関
- 基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である等の医療機関

対象経費

医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費

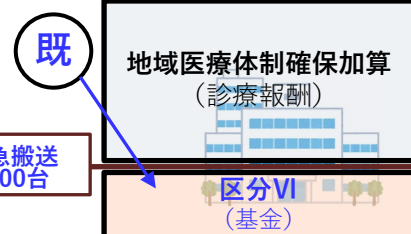
補助基準額

1床当たりの標準単価： 133千円

- ※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は、1床当たりの標準単価を最大266千円まで可とする。
- ※区分VIの既存の事業(地域医療勤務環境改善体制整備事業)や地域医療体制確保加算とは別に支援可能。



研修基幹施設



既

地域医療体制確保加算
(診療報酬)

救急搬送
2000台

区分VI
(基金)

一般的な病院